

差止め訴訟の新しい展開と 航空機騒音公害

吉 村 良 一

はじめに

第1章 公害差止めをめぐる新しい動き

第2章 騒音公害差止めの検討

おわりに

はじめに

騒音に関するトラブルは、ペットの鳴き声、クーラーの室外機の音といった近隣住民同士のものから、工場騒音や建設工事騒音、さらには、空港・鉄道・道路といった交通関連施設によるものまで多様である。地方自治体の窓口に持ち込まれる苦情件数の推移を見れば、平成に入ってやや減少しているが、それでも、年間約1万5千件程度と、相当数に上っている¹⁾。被害としては、睡眠妨害、生活妨害（会話妨害、電話妨害、テレビの視聴妨害等）、家族団欒や教育環境の破壊といった精神的・情緒的なものが中心だが、それらを理由とするストレスとそれからくる身体的不調、さらには、難聴や胃腸障害等にも及ぶ。ただし、このような健康被害と騒音との因果関係の証明は、後述するように、容易ではない。

騒音被害が訴訟になるケースはそれほど多くないが、空港・鉄道・道路等の大型施設による被害については多くの裁判が提起されている。これらの訴訟においては、被害が「うるささ」といったレベルを超えて、人の健康にも影響するものであることや、被害が過去のものではなく現在進行形

のものであることから、損害賠償とならんで差止めが問題となる。しかし、他方において、原因となる施設が公共的性格を持つことから、差止め要件において公共性をどう考えるかが重要な争点となる。本稿では、騒音公害のうち、特に被害が深刻で、かつ多くの訴訟が争われている航空機騒音公害に焦点をあて、差止めの問題を検討してみたい²⁾。

第1章 公害差止めをめぐる新しい動き

第1節 差止めの法的構成に関する議論の到達点

公害のような継続的不法行為の場合、あるいは、名誉やプライバシー侵害の場合、事後的な救済である損害賠償以上に、不法行為の差止めが重要な意義を持つ。しかし、民法には差止めを認めた明文規定がないため、それをどのように構成するかが問題となる。この点については、従来から様々な議論が行なわれてきた³⁾が、第一の考え方は、何らかの権利が侵害されたとして、その権利に基づいて差止めを認めようとする説(権利説)である。この説はさらに、差止めの根拠となる権利をどのようなものと考えるかによりいくつかに分かれるが、人格権に基づいて差止めを請求しようとする説が有力となった。例えば、大阪空港訴訟控訴審判決(大阪高判昭50・11・27判時797・36)がこの立場を採用し、最高裁も、名誉侵害が問題となった北方ジャーナル事件において、「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」としている(最大判昭61・6・11民集40・4・872)。さらに、公害の場合、良き環境を享受しかつこれを支配しうる権利を環境権として構成し、環境が汚染された場合、環境権を根拠にして差止めを求めることができるとする環境権論がある⁴⁾。公害は生命・健康等に重大な侵害をもたらすことが多く、それらの法益に具体的被害が発生してから差止めを認めたのでは遅すぎる場合が多いが、この説によれば、たとえまだ住民の人格的利益に被害

が発生していなくても、地域の環境が悪化すればそれ自体が環境権の侵害であるとして差止めを求めることができるという利点がある。なお、近時、「何人も、生命、身体、安全性を侵されることなく、平穏な生活を営む権利を有し、受忍限度を超えて違法にこれを侵された場合には、人格権に対する侵害としてその侵害の排除を求めることができ」（大阪高判平5・3・25判タ827・195）という考え方が示されているが、このような人格権の新しいタイプとしての平穏生活権の意義については後述する。

差止めの法的構成の第二のものは、公害のような継続的な侵害の場合においては、不法行為における損害賠償としての原状回復と差止めの間に厳密な区別を行うことは困難ないし無意味であるとして、侵害された権利の効力としてではなく、不法行為の効果として差止めを認める考え方（不法行為説）である。このアプローチもさらにいくつかの説に分かれるが、その中では、侵害された利益の種類や侵害の程度、侵害行為の種類や性質、差止めを認めた場合の両当事者に対する影響やさらには社会的な影響等の様々な要素を比較衡量し、受忍限度を超える侵害であると判断できる場合に差止めを認めようとする受忍限度論が有力である。

権利説と不法行為説（とりわけ受忍限度論）との違いは、前者が差止め可否の判断において利益衡量をできるだけ排し、主として権利の侵害があったかどうかに着目して結論を出そうとするのに対し、後者は被害と加害行為やさらにはその他の要素をも視野に入れた総合的で柔軟な利益衡量を行う点にある。この二つのアプローチのうち、環境権論と受忍限度論の間では、差止め要件における利益衡量の可否とそのあり方をめぐって激しい論争が行われた。その論争の詳細に触れることは避けるが、注目すべきは、1970年代半ばにいたって、両者の接近現象が見られるようになったことである。すなわち、受忍限度論による無限定な利益衡量を批判した環境権論からは、「原則的な利益衡量の排除は、地位の互換可能性のない典型的な現代型環境破壊の場合にこそ、よりよく妥当する」が、地位の互換性の認められるような事案においては、「相当広く利益衡量を認めざるをえ

ないような場合もあるのではないか」との主張が登場し⁵⁾、他方で、環境権による硬直的な判断を批判した受忍限度論からも、被害利益の権利性が強ければ加害行為者側の事情にかかわらず強く保護されるべきであって、その点は受忍限度論の基本構造になるべきであったが、総合的判断のみが強調され、その点があいまいにされた、受忍限度論的利益衡量論は unavoidable だが、重大な被害については不当な利益衡量がなされるようになってはならないとして、被害を類型化することによる受忍限度論の再構成を主張する説が現れた⁶⁾。

このような接近現象の結果もたらされた到達点が、沢井裕（敬称略。以下同じ）の複合構造説である。すなわち、沢井は、「権利説の確立を前提としたうえで、その外延をカバーするものとして、利益への違法侵害を差止の根拠として認めることは、理論的にも実践的にも不当ではない」、一定の被害が発生したならばいかなる利益衡量も排斥して差止めを認めるべき場合と、被害を受けていることを原告が立証すれば原則として違法となるが被告が受忍限度以下であることを主張できる場合があるとして、二元的アプローチを主張する⁷⁾。沢井によれば、生命・身体（健康）への侵害があれば、いかなる利益衡量をも排斥して差止めを認めるべきである（「絶対的差止基準」）。「絶対的差止基準」に達していない場合でも、原告が被害を受けていることを立証すれば原則として違法となるが、被告は地域性の考慮から受忍限度以下であることや社会的有用性などを主張することができ、したがって、ここでは、被害の重大性と侵害行為の態様が相関的に衡量されることになる（「違法判断の相対的基準」）。

この主張は、それまでの差止めの法的構成に関する議論を集約するものとして高く評価しうる。なお、沢井説に関して注目すべきは、「絶対的差止基準」としての健康被害の意味である。この点に関して沢井は、健康侵害とは「常識の意味での疾病」⁸⁾の発生だとして、それをかなり限定的に考えているように思われる。しかし、沢井は同時に、精神的被害も「侵襲的苦痛」は「絶対的差止基準」となるとする。ここで言う「侵襲的苦痛」

とは傷害・疾病にともなう苦痛のように直接的な肉体的苦痛をいうが、沢井は、騒音によって「直接耳や頭が痛いという感じ、あるいはこれを払いのけたいという不快感・うるささなどを直接に蒙る」ことは「侵襲的苦痛」にあたり、「大阪空港周辺住民が、航空機騒音を指して痛音、轟音と名づけ、『頭の芯から足の先まで締めつけられるような感じ』がするというのはまさに侵襲的苦痛である」とする⁹⁾。これによれば、本稿で主たる検討対象としている航空機による激甚な騒音被害は、それによって「常識の意味での疾病」が発生しているかどうかには関係なく、「絶対的差止基準」を満たしていることになるのではないか。

大塚直も二元説を提唱する¹⁰⁾。まず大塚は、大気汚染や騒音のような積極的侵害と日照妨害のような消極的侵害を区別し、消極的侵害については不法行為構成により、したがって、加害者の注意義務違反（過失）を要件にすべきとする。これに対し、積極的侵害のうち権利侵害については権利構成により、その場合は加害者の主観的態様は問題にならず、利益衡量も限定的に考えるべきであるが、積極的侵害にあっても権利侵害にいたらない場合は不法行為構成により、過失が必要であるとする。このように大塚は、侵害行為と被侵害利益の種類・性質により、権利構成と不法行為構成の二元説を提唱するのである。その場合、利益衡量が限定され過失を要件とせず差止めが認められる場合としての権利侵害の意味が問題となるが、大塚によれば、「他人の権利と区別された固有の領域を有する」という伝統的権利概念によるべきであり、したがって、単なる人格的利益は人格権とは区別すべきことになる。しかし、大塚の言う人格権侵害はそれほど狭いものではないことにも注意すべきである。すなわち、大塚によれば¹¹⁾、権利構成可能な人格権侵害とは、生命・健康の侵害と疾病にいたらない潜在的な健康侵害（比較的軽い喉の痛み、食欲不振、比較的軽度の不眠等）ないし重大な精神的侵害であり、単なる不快感等の軽微な精神的侵害だけが、権利構成ではなく不法行為構成となり過失が要件となるのである。

差止めにおける二元説は今日の学説の主流であり、例えば、潮見佳男¹²⁾

も、「物権的請求権説・人格権説を維持した上で、最近の不法行為説の方向での理論の発展が望まれる」として、「複合説」を支持する。このような学説の到達点をまとめるならば、以下のことが確認できる。まず第一に、被侵害利益による類型的処理が必要である。第二に、生命や健康侵害のような人格権侵害の場合は、権利構成(人格権)により、加害者の主観的態様等は考慮せずに差止めが肯定される(「絶対的差止基準」)。その場合、どの範囲までが加害者の主観的態様等を考慮せずに差止を認める人格権侵害となるかが問題となるが、学説の大勢は、それを狭い意味での疾病に限定しておらず、「疾病にいたらない潜在的な健康侵害」(大塚)や「侵襲的苦痛」(沢井)も、ここでいう人格権侵害に含まれることになる。さらに第三に、疾病と言えないような人格的利益侵害といえども差止めが認められないわけではなく、「違法判断の相対的基準」として総合的利益衡量により差止めが認められたり(沢井)、過失があれば差止めが肯定される(大塚)ことにも注意すべきである。

なお、最近、法的保護に値する権利ないし利益が違法に侵害された場合、違法な侵害からの法益保護の必要性そのものを直接的な根拠として差止め請求権を認めようとする立場が登場している(違法侵害説)。すなわち、違法な侵害という根拠により、不法行為説、権利説のそれぞれの法発展を取り込み、その成果を統合しようとするものである¹³⁾。今後、この説が、二元説を統合するものとして、どのような具体的な要件論を展開するかが注目される。

第2節 裁判例の動き

(1) 「差止め冬の時代」

公害裁判において、1970年代に入り、損害賠償による公害被害の事後的救済にとどまらず、差止めを求める訴訟が増加した。これは、四大公害訴訟等において公害に対する企業の損害賠償責任が明確化されたことを踏まえて、より抜本的な対策である差止めへ公害裁判の重点が移行したことを

意味する。そして、前述したように大阪空港訴訟控訴審判決（大阪高判昭50・11・27（前掲））は、人格権を根拠に、原告の請求を全面的に認容したのである。この判決は、原告の差止め請求が全面的に認容されたという結果だけではなく、理論的にも注目すべき内容を含み、公害法理発展の峰（最高の到達点）との評価も可能である。すなわち、同判決は、「個人の生命、身体、健康、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権ということができ、このように人格権は……その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない」として、人格権による差止めという理論を明示し、後の北方ジャーナル事件最高裁判決（最大判昭61・6・11（前掲））等が、人格権に基づく差止めという考え方を定着させる嚆矢となった。加えて、被害者が差止めを請求する際、その障害の一つとして立ちはだかる、空港や道路といった発生源の持つ公共性に関しても、損害賠償に関連した記述の部分ではあるが、「公共性を考えるにあたっては、そのもたらす社会的・経済的利益のみではなく、その反面に生ずる損失面をも考慮することを要する」として、公共性の主張に限定を付しているのである¹⁴⁾。

しかし、その後、1980年代に入って、状況は被害者側にとって暗転する。その転機は、大阪空港訴訟最高裁大法廷判決（最大判昭56・12・16民集35・10・1369）であった。すなわち、最高裁の多数意見は、大阪空港は国营空港であり、運輸大臣には航空行政権と空港の管理権という二つの権限が帰属しており、両者は不可分一体のものであるため被害者は民事訴訟により空港の使用禁止を請求することはできないとして、差止め請求を却下したのである。差止めに対する最高裁のこの消極的な態度は、その他の公害の差止めが問題となったケースにも大きな影響を与え、これ以後、多くの訴訟において、理由づけは異なるものの、差止め請求が棄却ないし却下されている。「差止め冬の時代」の到来である。

この時期に原告の差止め請求にとって障害となったもののまず第一は、大阪空港訴訟最高裁判決（最大判昭56・12・16（前掲））によって作られ

た、公共施設の活動に対する差止めはそれに関連する公権力の発動を求めることになるが、そのような請求は民事訴訟としては許されないとする、いわゆる「公権力発動請求不適法論」である。さらに第二の障害として、被告の騒音が ホンを超えて原告の居住地に侵入させないことを求めるといった「抽象的不作為請求」は請求の特定性を欠いて不適法であるとする、下級審で作られた障害をあげることができる。すなわち、国道43号線訴訟第一審判決(神戸地判昭61・7・17判時1203・1)は、このような請求は実質的には被告らに対し作為としての様々な措置を求めるものにほかならず、そこでは請求の趣旨が特定されていないので不適法として却下すべきとしたのである。そして、この判決以後、千葉川鉄公害訴訟判決(千葉地判昭63・11・17判時臨増平成元年8月5日号161)や西淀川公害第一次訴訟判決(大阪地判平3・3・29判時1383・22)などが、同様の考え方に基づいて、差止め請求を却下している。

以上の、公権力発動請求不適法論と抽象的不作為請求不適法論が、差止め訴訟において実体審理に入るまでの障害(「二つの壁」)であったとすれば、もしかりに、この壁を破って実体審理に入ったとしても、さらに、克服すべき困難があった。それは、受忍限度判断において侵害行為の公共性を重視する判断である。例えば、名古屋新幹線訴訟控訴審判決(名古屋高判昭60・4・12判時1150・30)は、差止め請求の適法性を肯定しつつも、新幹線の公共性は極めて高く、騒音振動対策の一つとしての減速は、当該地区にとどまらず全線に波及し、「わが国陸上交通体系に由々しい混乱を惹起し、社会的経済的にも重大な結果に逢着せざるを得ないこととなる」として、差止め請求を棄却している。このような公共性重視の受忍限度判断との関係で、さらに指摘しておかなければならないことは、この時期の裁判例が、被害認定において、健康被害の発生を正面からは認めていないことである。例えば、名古屋新幹線訴訟控訴審判決(名古屋高判昭60・4・12(前掲))は、新幹線騒音振動と原告らの自律神経失調症その他の疾病との因果関係は認定できないなどとして、身体被害の発生を否定し、基

地公害訴訟でも、明確に健康被害を認定した事例は存在しない¹⁵⁾。そして、これらの判決では、いずれも健康被害は認められないとして、そのことを前提に公共性との利益衡量が行われ、受忍限度を超えないとの結論が導き出されているのである。はたしてこれらの公害事件では健康被害は生じていないのか、そもそも公害において被害認定はどのようになされるべきかが、改めて問われる必要がある。

(2) 裁判例における新しい動き

1. 「二つの壁」の打破

以上のような「差止め冬の時代」は、1980年代から90年代を通じて継続するが、90年代半ば以降、環境基本法の制定、アセスメント法の制定、地球環境問題への取組、廃棄物・リサイクル法制の整備といった、環境法と環境政策の新たな発展を背景として、新しい動きが登場するようになる。まず第一に、差止め請求に対する「二つの壁」が打破されようとしている。抽象的不作為請求について、学説上は、この適法性を肯定する説が有力であった¹⁶⁾が、裁判例としても、この時期、抽象的不作為請求の適法性を肯定する判断が定着する。すなわち、まず、国道43号線訴訟控訴審判決（大阪高判平4・2・20判時1415・3）が、「被害を受けている者が、その被害を将来に向けて回避するという観点から、直截に救済を求めるには、原因の除去を求めることが必要であると同時に、それで十分であるというべきである。そうだとすれば、まず原告らの差止請求は、その主張する保護法益、差止として被告らにおいて何がなされるべきかを明らかにしているのであるから、趣旨の特定に欠けるところはない」とし、これ以降、抽象的不作為請求の適法性は、多くの裁判例で肯定されている。例えば、西淀川公害第二～四次訴訟判決（大阪高判平7・7・5判時1538・17）は、複数汚染源が問題となっているケースにおいても、「個別の汚染源主体について差止を求められた発生源が特定され、かつそれが主要な汚染源である場合には、債務者の責任範囲内において達成すべき事実状態を特定してその

差止を求めることは可能であり、その限度での特定で審判の対象も明らかとなっており、債務者の防御権の行使にも特段の支障もないから、これを違法とするのは相当でない」とし、横田基地訴訟上告審判決（最判平5・2・25判時1456・53）も、「抽象的不作為の命令を求める訴えも、請求の特定性に欠けるものということとはできない」と明言する。さらに、国道43号線訴訟の上告審判決（最判平7・7・7民集49・7・1870, 2599）は、抽象的不作為請求不適法論を採用することなく実体審理に入っていることから、黙示的にこの請求の適法性を認めたものと評価しうる。

もう一つの壁であった、公権力発動請求不適法論はどうか。元来、この障害は、大阪空港訴訟最高裁判決（最大判昭56・12・16（前掲））によって持ち込まれたものであるが、空港騒音公害以外の、鉄道や道路公害事件では、被告によって主張されはしたが、裁判所はこれを採用しなかった。例えば、国道43号線訴訟控訴審判決（大阪高判平4・2・20（前掲））は、騒音等を防止するためには物的設備の設置等の事実行為も想定でき、原告らは公権力の発動を求めるものでもないので民事訴訟上の請求として許容されるとし、同上告審判決（最判平7・7・7（前掲））は、この点に触れることなく実体審理を行っている。

2. 大気汚染公害における差止め認容事例の登場

次に注目すべきは、道路による大気汚染公害につき、差止めを認めた判決が2000年に二つ登場したことである。まず、尼崎公害訴訟判決（神戸地判平12・1・31判時1726・20）は、ディーゼルエンジンから排出される極微粒子と喘息の因果関係を肯定し、幹線道路の住民との関係で、一定以上の粒子の進入を禁止した。さらに、名古屋南部公害訴訟判決（名古屋地判平12・11・27判時1746・3）も、尼崎判決と同様、浮遊粒子状物質の一定以上の排出を差止める判断を示した。いずれも、1975年の大阪空港訴訟控訴審判決（大阪高判昭50・11・27（前掲））以来、絶えて久しかった大型公害訴訟における差止め認容判決として、画期的な意義を有するものであるが、これらの判決が差止め請求を認容した最大の原因は、沿道の大気汚

染と健康被害の因果関係を認めたことである。まず尼崎判決では、千葉大調査（幹線沿道における大気汚染が学童の呼吸器疾患に及ぼす影響を調査した千葉大の疫学調査）に依拠して、幹線沿道の健康被害と道路排煙との因果関係を肯定している。名古屋判決も、「千葉大調査等の疫学的知見及び動物実験等の科学的知見を総合すると、幹線道路沿道においては、自動車排出ガスが沿道住民の健康に影響を及ぼす可能性が非常に高」と判断している。

このような被害の認定をした上で、抽象的不作為請求につき両判決は、被告らが行うべき措置は「本件道路排煙の大気中への排出抑制措置を実施することにつきるのであって」明確性を欠くものではない（尼崎判決）、「被告国側においてどのような手段、措置を採って右原因となる事態を防止するかについてまで、原告ら側が、判決を求める段階において、具体的に主張する必要はない」（名古屋判決）などとしてその適法性を肯定し、身体権としての人格権に基づく差止めを肯定したのである。道路の公共性については、侵害が単なる生活妨害ではなく呼吸器疾患に対する現実の影響という非常に重大なものであること、道路の全面供用禁止が求められるわけではないことから、当該道路が持つ公共性を考慮したとしても、なお差止めを認めるに足る違法性を有する（尼崎判決）、損害の内容が生命、身体に関わる回復困難なものであることや、被告が本件原告との関係で格別の対策を採っていないことから、侵害行為の公共性を重視しなければならないとしても、なお差止め請求は認容されるべきとしている（名古屋判決）。

この二つの判決のポイントは、少数の原告との関係ではあるが、健康被害を認めたことである。健康侵害がある場合、それが身体権としての人格権を侵害すること、そして、そのような重大な侵害がある場合、第1節で整理した学説の到達点としての「絶対的差止基準」を満たすものとして、侵害行為の公共性が認められても差止めが肯定されるべきことは、少なくとも学説上は、確立した考え方であることから、この二判決の差止め認容

は、理論的には、ある意味で当然の判断と言え、淡路剛久は、「大気汚染による健康被害が現に認定され、将来もそれが続く可能性が証明されれば、その汚染源に対する差止めが認められるべきは人格権の法理からは当然であり、その意味では、法律論として当然かつ正当な判断と考えられる」とする¹⁷⁾。とはいえ、大阪空港訴訟控訴審判決(大阪高判昭50・11・27(前掲))以来、絶えて久しかった大規模公害における差止め認容事例として、「差止め冬の時代」の終わりを告げる、重要な意義を持った判決である¹⁸⁾。そして、そのような判断を可能にしたのが、健康被害を認定した、その因果関係・被害認定論であったこと、その意味で、公害の場合、被害をどうとらえるかが決め手になることを、ここでは確認しておきたい。

3. 原発差止め認容判決

2006年3月、原子力発電所の運転差止めを認める注目すべき判決が言い渡された。すなわち、志賀原発2号機の運転差止めを求めた民事訴訟において、金沢地裁は、原告の請求を認容したのである(金沢地判平18・3・24判時1930・25)。原発に関する民事訴訟で差止めが認められた初めてのものである。

判決は、「本件原子炉が運転されることによって、本件原子炉の周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的危険が認められる」とした上で、被告が本件原子炉で生産しようとしているものは電気という公共財であり、差止められればわが国のエネルギーの供給見通しに影響を与えかねないということではできるが、「本件原子炉の運転が差し止められても、電力需要が伸び悩む中、少なくとも短期的には、被告の電力供給にとって特段の支障になるとは認め難い。他方、被告の想定を超える地震に起因する事故によって許容限度を超える放射性物質が放出された場合、周辺住民の生命、身体、健康に与える悪影響は極めて深刻であるから、周辺住民の人格権侵害の具体的危険は、受忍限度を超えているというべきである」と判断した。

本件の主要な争点は、想定を超えた地震によって周辺住民に許容限度を

超える被害が発生する具体的危険性があるかどうかであり、それが肯定された以上、人格権に基づく差止めが認められることは、そこで問題となるのが生命・健康に対する危険であるため、理論的にはある意味で当然の帰結ではあるが、原発という国のエネルギー政策にもかかわる活動について、民事訴訟において初めて差止めが認容されたものとして、画期的意義を有すると言えよう。

４．廃棄物処理施設の差止め認容例と「平穩生活権」

廃棄物処理施設の差止め（仮処分）訴訟において、近時、認容例が登場している。例えば、安定型の産業廃棄物最終処分場が水質汚濁等をもたらず危険があるとして、その使用・操業差止めの仮処分申請がなされた丸森町廃棄物処分場事件で仙台地裁は、操業差止めの決定を行っている（仙台地決平４・２・２８判時１４２９・１０９）。この他にも、同様に、安定型産業廃棄物最終処分場の建設・操業禁止が請求された事例で、熊本地決平７・１０・３１判タ９０３・２４１や福岡地田川支決平１０・３・２６判時１６６２・１３１などが、同様の判断を示している。さらに、これらはいずれも未稼働（仙台地決は、既に施設のために投資されているが未稼働、後二者は未投資未稼働）の施設だが、既に稼働している産業廃棄物焼却施設の操業禁止を求めた請求が認められたものとして、津地上野支決平１１・２・２４判時１７０６・９９がある¹⁹⁾。

これらの決定で注目すべきは、その中で従来的人格権論を発展させる新しい権利が登場し、それを根拠に差止めが認容されていることである。例えば、丸森町事件決定（前掲）は、「生活用水にあてるべき適切な質量の水を確保できない場合や、客観的には飲用・生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけでなく、平穩な生活をも営むことができなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穩生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵

害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性ある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される」としている。ここでは、差止めの根拠として、「人格権の一種としての平穏生活権」が認められているのである。

この平穏生活権は、当初は、暴力団事務所撤去訴訟の中で登場したものである。すなわち、暴力団が建物を建築して組事務所として使用していたのに対し、近隣住民が使用禁止の仮処分を求めた事例において、「何人にも生命、身体、財産等を侵されることなく平穏な日常生活を営む自由ないし権利がある」として、そのような権利を根拠に差止めを認めた決定（静岡地浜松支決昭62・10・9判時1254・45）や、建物がいまだ暴力団事務所として使用していないケースにおいても、「何人も、生命、身体の安全性を侵されることなく、平穏な生活を営む権利を有し、受忍限度を超えて違法にこれを侵された場合には、人格権に対する侵害としてその侵害の排除を求めることができ、またその侵害が現実化していなくとも、その危険が切迫している場合には、その予防として、あらかじめ侵害行為あるいは侵害の原因となる行為の禁止を求めることができる」とした判決（大阪高判平5・3・25（前掲））などがある。注目すべきは、この権利が、「従前プライバシー関連で普通用いられている意味での平穏生活権・人格権と異なり、むしろ周辺住民の生命・身体に関する危険、精神的平穏に対する侵害が問題とされている点で、被侵害利益の点では絶対権・絶対的利益侵害と同質である」とされている²⁰⁾ことである。

ついで、廃棄物処理場差止め訴訟の中でこれを承認するものが複数登場する。丸森町事件決定（仙台地決平4・2・28（前掲））がそれであるが、それに加え、例えば、熊本地決平7・10・31（前掲）や福岡地田川支決平10・3・26（前掲）等においても同様の考え方がとられている。いずれも、廃棄物処理場による水質汚濁のおそれが問題となった事例である。淡路剛久は、「これらの事例で法的保護の対象となった人格権とは、身体的人格

権（身体権）と区別されそれとは切り離された精神的人格権ではない。しかしながら、また、身体権そのものでもない。これらの裁判例の人格権は、生命、身体に対する侵害の危険が、深刻な危険感や不安感となって精神的平穏や平穏な生活を侵害している場合の精神的人格権であり、それがそのまま法的保護の対象となっているのである。ここに新たなタイプの人格権の生成と確立の一つの場合をみることができる」とする²¹⁾。

平穏生活権について何より注目すべきは、この権利は、単なる精神的な平穏に関する権利ではなく、健康権や身体権に接近ないし接続した権利とされていることである。淡路は、この権利について、以下のように言う²²⁾。単なる不安感や危惧感ではなく、生命、身体に対する侵害の危険が一般通常人を基準として深刻な危険感や不安感となって精神的平穏や平穏な生活を侵害していると評価される場合には、平穏生活権を侵害するものとして差止め請求権が生ずる。平穏生活権は、生命、身体を法的保護の対象とする身体権そのものではないが、生命・身体に対する侵害の危険から直接に引き起こされる危険感、不安感によって精神的平穏や平穏な生活を侵害されない権利、すなわち、身体権に直結した精神的人格権であるから、身体権に準じた重要性を有する。差止め請求の認否判断にあたっては、身体権に直結した精神的人格権として身体権に準じた重要性の評価が与えられる。

すなわち、淡路が言うように、この権利は、身体権に直結した権利であるので、その侵害は健康や身体に対する現実的な危険が発生していることを意味し、それを根拠に身体権侵害に準じて差止めを認めることができるのであり、しかも、そこでは、身体権侵害がそうであると同様に、沢井裕の言う「絶対的差止基準」として機能する可能性があるのである。ここに平穏生活権の第一の意義がある。暴力団事務所事件や廃棄物処理場による汚染危険のケースを超え、他の公害事件でもこの意味での平穏生活権の侵害が認定できるならば、そこでは、（「絶対的差止基準」としての）身体権や健康権侵害に準じて、平穏生活権侵害を根拠とする差止めが肯定されうることになり、身体・健康というかけがえのない利益に対する防衛線の前

進させることができるのである。この点に関して、例えば、嘉手納訴訟控訴審判決（福岡高那覇支判平10・5・22判時1646・3）は、「騒音の特に激しい地域において難聴等の聴覚被害の一因となる可能性を払拭できないような状況下で生活しなければならない住民らが現在又は将来の聴覚の不具合の発生に不安を感じることも十分に理解できる」としているが、ここで指摘されている被害は健康被害に接近したものであり、そのような被害の存在は、生命・身体への侵害の不安感・危険感（しかも抽象的ではなく具体的な）をもたらし、したがって、住民らの平穩生活権を侵害していると言えるのではないか。同様に、単なる精神的不快感をこえて、この平穩生活権の侵害と言って良いような被害を認定している裁判例は、後述するように、その他の騒音公害においても多数存在することにも注意したい。

以上のようにこの権利をとらえることができるとすれば、平穩生活権という言い方はむしろ不正確であり、それは、健康維持権とでもいうべき性格を有するのではないか。あるいは、平穩生活権には、その侵害が不快感といった精神的被害を生じさせるが「絶対的差止基準」とはなりにくいものと、身体や健康に直結した安全な生活をおくる権利であり、それが侵害された場合は、健康に現実の危険が発生するので、「絶対的差止基準」たりうる二種類のものがあるというべきか²³⁾。

平穩生活権の第二の意義は、このような権利を認めることにより、被害立証の容易化がはかられうることにある。淡路によれば²⁴⁾、平穩生活権侵害の場合には、身体権の侵害そのものが立証事項ではなく、生命・身体に対する侵害の危険が一般通常人を基準として危険感や不安感となって精神的平穩や平穩な生活を侵害することになることが立証命題となる。したがって、そこでは、個々の身体被害や疾病ではなく、その発生のおそれ（ただし、現実的具体的な）の存在ないしそのようなおそれにさらされつつ生活していることの証明でよく、個々の症状にまで因果の連鎖が証明され切る必要はないということになる。すなわち、この侵害の場合、立証命題は身体侵害そのものではなく、通常人の感覚を基準にして、生命や健康

侵害に対する危険感や不安感が生じていることが証明されればよく、身体侵害に対する不安感の立証は必要だが身体侵害そのものの立証は不要となるのである。健康被害や疾病そのものではなく、その「おそれ」（ただし現実的具体的な）の証明で良いとするこの考え方は、事前差止めで威力を發揮するが、その場合を超えて、公害による健康被害の危険性が高い事例において応用可能なものである。特に、騒音公害のように汚染（騒音）への暴露が心身への負荷を通して多様な健康影響を惹起するような公害においては、因果の鎖を具体的な疾病（例えば、難聴等）にまで繋いで立証することは極めて困難であるが、その場合の立証負担の軽減につながるというメリットを有している。この点については、騒音被害の特質とも関連させて、後に詳述する。

第2章 騒音公害差止めの検討

第1節 裁判例の動向

空港や鉄道、道路のような大型公共施設による騒音公害に関しては、多数の訴訟が提起されてきている。代表的なものとして、すでに触れた大阪空港訴訟や名古屋新幹線訴訟、国道43号線訴訟があり、さらには、一連の基地騒音公害訴訟²⁵⁾がある。これらの大規模公共施設による騒音公害訴訟において、差止め請求に関して言えば、裁判所は、被害の実態論に踏み込むことなく、形式的な理由から、ことごとくそれをしりぞけてきた。例えば、大阪空港訴訟最高裁判決（最大判昭56・12・16（前掲））が、空港管理権と航空行政権の不可分一体論を理由に差止め請求を却下したことはすでに述べたが、厚木第一次訴訟第一審判決（横浜地判昭57・10・20判時1056・26）など、基地公害訴訟でも同様の論理をとるものがある。また、厚木第一次訴訟最高裁判決（最判平5・2・25民集47・2・643）は、不可分一体論ではなく、自衛隊機の運航に関する防衛庁長官の権限行使を端的に公権力行使と見て、そのような公権力の行使を求める請求を民事訴訟と

しては不適法としている。さらに、米軍機の場合、例えば、国には条約ないし国内法上、米軍機の活動を制限しうる権限がないので、原告が国に対して米軍機の離着陸等の差止めを請求するのは、国に対しその支配が及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり、請求は失当とするといった考え方が示されている²⁶⁾。

しかし、このような形式論理により請求をしりぞけるのは空港騒音訴訟が中心であり、鉄道や道路については実体審理に踏み込んでいるものが多い。例えば、名古屋新幹線訴訟、国道43号線訴訟等においても差止めは否定されているが、それは、被害が健康被害に及んでいないとの認定と道路や鉄道の公共性の重視によるのであり、したがって、被害認定のあり方や、公共性の違法性減殺機能の限定の中では、別の判断の余地もある。そのことを示したのが、事案は異なるが、尼崎や名古屋南部の大気汚染公害訴訟における差止め請求認容判決であった。空港騒音訴訟でも、実体審理に踏み込んだ注目すべき事例が複数存在する。例えば、厚木第二次訴訟第一審判決（横浜地判平4・12・21判時1448・42）は、「自衛隊機の運航活動は、防衛作用の一環として、本来的に国が統治権の主体として行う権力作用である、としてみたところで、これにより、自衛隊機に関する差止請求が民事訴訟によりえないことになるわけではない。防衛作用の一環として統治権の主体たる国が行う行政活動にも、法的には種々の性質のものがあり、右条項（行政事件訴訟法3条1項、2項）にいう公権力の行使に当たる行為のみが抗告訴訟の排他的管轄に属するものと解すべきだからである。」「厚木基地における自衛隊機の運航活動は、公権力の行使に当たる事実行為であるということはできず、その性質は、内部的な職務命令により行われる、被告設置の飛行場における、被告保有の航空機の運航活動にすぎないというべきであり」、民事訴訟による差止め請求は不適法とする被告の主張は採用することができないとする。また、小松第一～二次訴訟第一審判決（金沢地判平3・3・13判時1379・3）も、自衛隊機の離着陸・運航の公権力性を否定し、さらに、「本件にあっては、被告が主張するような政

治問題論，統治行為論を論ずる必要を見ない」とした。この判決は，厚木第一次訴訟最高裁判決（最判平 5・2・25（前掲））が自衛隊機の運航の公権力性を理由に請求をしりぞけたのを受けて，同様の理由で請求を却下した控訴審（名古屋高金沢支判平 6・12・26 判時1521・3）により否定されているが，その後，第三～四次訴訟第一審判決（金沢地判平 14・3・6 判時1798・21）は，厚木第一次訴訟最高裁判決（最判平 5・2・25（前掲））以後であるにもかかわらず，「本件にあつては，民事訴訟の手續により本件飛行場における自衛隊機の離着陸の差止め等がなされたとしても，そのことで必然的に取消変更ないし発動を求められることとなる公権力の行使又はこれに擬すべき公権力主体の行為は見だし難い」として，あらためて請求の適法性を認め，実体審理に入っている。

さらに，ここで留意すべきは，差止めをしりぞける各判決においても，受忍の限度を超える（その意味で違法な）被害が発生し，したがって国に損害賠償責任があることは，ほとんどの場合，認められていることである。例外は，飛行場の使用及び供用行為の高度な公共性を考慮し，同時に，被害が情緒的被害，睡眠妨害ないし生活妨害のごときものである場合には，原則として，かかる被害は受忍限度内にあるとした厚木第一次訴訟控訴審判決（東京高判昭 61・4・9 判時1192・3）だが，この判断は，後に最高裁によって，「単に本件飛行場の使用及び供用行為が高度の公共性を有するということから，上告人らの前記被害は受忍限度の範囲内にあるとしたものであって，右判断には不法行為における侵害行為の違法性に関する法理の解釈適用を誤った違法がある」として破棄されている（厚木第一次訴訟最高裁判決（前掲最判平 5・2・25））。

加えて，差止めを否定した上での損害賠償に関する判断ではあるが，被害認定において注目すべきものも存在する。その第一は，大阪空港訴訟以来の被害認定論である。すなわち，同控訴審判決（大阪高判昭 50・11・27（前掲））は，アンケート調査等の資料を重視するとともに，「被害発生の可能性は，航空機騒音ないし排気ガスの及ぶ地域の住民の全員に同一で

あり、いまだ症状の顕在化していない者にも、影響が及んでいる可能性があるのであるから、すでに被害の現実化した者とそうでない者とを区別する理由はなく、地域住民を集団的に観察して、その一部の者に航空機騒音等による疾患が生じていることが推定され、その他の者にも同様の危険性が生じていることが明らかであれば、住民全員について被害が発生または少なくとも侵害の現実の危険があるものとして、その保護または救済がはからなければならない」として、個別的な被害の立証を不要とする注目すべき判断を示した。これに対し被告は、個別立証をすべきとの批判を行ったが、最高裁の多数意見は、原告(被上告人)らは「身体に対する侵害、睡眠妨害、静穏な日常生活の営みに対する妨害等の被害及びこれに伴う精神的苦痛を一定の限度で被上告人らに共通するもの」とらえ、その賠償を請求するもの」と解した上で、このように、「同一と認められる性質・程度の被害を被上告人全員につき共通する損害としてとらえて、各自につき一律にその賠償を求めることも許されないではない」とし、個別認定を求めなかった控訴審の被害認定を肯定した(最大判昭55・12・16(前掲))。

この被害認定論は、その後の騒音公害訴訟においても原則として維持されており、例えば厚木第一次訴訟第一審判決(横浜地判昭57・20・20(前掲))は、「原告ら各自が等しく被っていると考えられる被害の最小限度を明らかにするため、原告らの被害について一律的な判断をすることも許されるべきであるし、原告ら各人別にそれぞれ異なった被害をすべて認定する必要はない」とし、小松第三～四次訴訟第一審判決(金沢地判平14・3・6(前掲))も、原告らが「共通被害を主張し、その限度で損害賠償を請求する場合には、原告ら各自が受けている被害を個別具体的に主張立証するまでもなく、上記の趣旨での共通被害の内容・程度を主張し、その被害を各原告が共通に被っていることにつき確信を得られる程度に一般的・代表的な立証をすることをもって足りるものというべきであり、このことは大阪国際空港公害訴訟の最高裁判所の判決以来、航空機騒音に係る

数多くの訴訟において確立されているところである」とする。

第二に注目すべきは、単なる精神的不快をこえる被害の認定を行っている判決があることである。例えば、横田第一～二次訴訟一審判決（東京地八王子支判昭56・7・13判時1008・19）は、航空機騒音等はその周辺地域に居住する住民の「心身の健康に種々の不利益を及ぼし、日常生活を各方面にわたって妨害し」地域の「生活環境を全般的に悪化させている」とし²⁷⁾、厚木第一次訴訟第一審判決（横浜地判昭57・10・20（前掲））も、航空機騒音が「周辺住民に対して難聴や耳鳴りなどの聴力障害を発現させ、又は従前より存した他の原因による聴力障害を更に増悪せしめる重大な原因となりうる客観的危険性はこれを否定し難い」とした上で、「本件飛行場に離着陸する航空機に起因する激甚な航空機騒音等は、右の身体的被害ないし健康被害を発生させ、又は他の原因に基づいて生じた身体的被害を悪化せしめる客観的危険性を有する」と述べている。さらに横田第三次訴訟第一審判決（東京地八王子支判平元・3・15判時1498・44）は、睡眠妨害や心理的、情緒的被害に加えて、「身体的被害の可能性や危険性を有する身体的状態」を認め、さらに、W値85以上の地域に居住する者については、「難聴等の聴力損失や耳鳴りの現実的危険性を有する身体的状態」が生じているとする。そして、嘉手納訴訟控訴審判決（福岡高那覇支判平10・5・22（前掲））が、聴覚被害が発生する客観的かつ高度の危険性があるとまでは認められないとしても「騒音の特に激しい地域において難聴等の聴覚被害の一因となる可能性を払拭できないような状況下で生活しなければならない住民らが現在又は将来の聴覚の不具合の発生に不安を感じることも十分に理解できる」とし、健康被害に接近した被害、少なくとも身体への侵害の不安感（しかも抽象的ではなく具体的な）を肯定していることについては、すでに指摘した。軍用機騒音以外の例としては、大阪空港訴訟最高裁判決（最大判昭56・12・16（前掲））が、控訴審の「身体障害に連なる可能性を有するストレス等の生理的・心理的影響ないし被害」を認めた判断も是認することができないものではないとし、さらに、国道43

号線訴訟控訴審判決(大阪高判平4・2・20(前掲))も、かなり高レベルの騒音は(排ガスとの複合的影響の下で)「不安感を醸成するというにとどまらず、深刻な心理的影響を受けて精神的苦痛を被り、疲労の蓄積、食欲不振、内臓の働きの変調を来たして、日常活動の障害を招くなどの生活妨害を生ずる」とした上で、原告らは「健康被害にまではいたらないものの、それに近接した段階の生活妨害」を受けているとしている。

このように、表現と程度は異なるものの、騒音公害について、単なる生活妨害による精神的被害を超える被害が認定されていることには注目して良い。なぜなら、これらは、直接的には損害賠償との関係で受忍限度を超えた違法な侵害があることを認めることとの関係で指摘されたものではあるが、それを、実体審理に踏み込んだ差止め請求の可否判断において応用することは十分に可能であり、そして、そのような判断を行なう際、これらの判決が認定した被害は、身体被害ないしその前段階の被害、あるいは、少なくとも、前述した(身体権に接続したものとしての)平穩生活権の侵害が生じていることを裁判所が認めていることを意味すると考えることもできるからである。騒音公害において裁判所が、かかる被害を認めてきていることを、軽視すべきではない。

第2節 騒音被害の特質と認定のあり方

これまでの公害差止め請求訴訟の中で、差止めを認めた尼崎公害訴訟判決(神戸地判平12・1・31(前掲))や名古屋南部公害訴訟判決(名古屋地判平12・11・27(前掲))と実体審理に入りつつ差止め請求を棄却した他の判決の分かれ目は、健康被害が認定されたかどうかにあったと言っても過言ではない。そして、実はこの点は騒音訴訟でも同様であり、大阪空港訴訟控訴審判決(大阪高判昭50・11・27(前掲))が差止めを認めたのも、その基礎には、同判決が健康被害を認めたことがあった。したがって、騒音公害についても、被害認定、すなわち健康被害との因果関係を認めることができるかどうかが決定的に重要である。

それでは、騒音公害の差止めの可否を考える上で被害認定のあり方はどうあるべきか。この問題については、まず何よりも、公害訴訟における因果関係証明・被害認定のあり方に関する理論の到達点を踏まえることが必要となる。ところで、これまでの公害訴訟やそれをめぐる議論の中で、公害被害の認定や因果関係の証明については、以下のような理論の蓄積が見られる。すなわち、公害における因果関係の証明には、被害者は技術的知識が十分でなく資力にも乏しいため個人の力では因果関係の存在を科学的に調査することは極めて困難であることや、企業は原因調査に非協力的であること、行政機関による調査が不備であったり政治的配慮から調査発表が妨げられることが少なくなく、また、公害原因究明のための科学技術の開発は公害を発生させる生産技術の開発に比べて立ち遅れがちなことから、原告による証明が極めて困難であるという事情が存在する。したがって、公害訴訟においては、当事者間の公平の観念や被害者救済の見地に立って、被害者側の証明困難を克服し事態の特質に適合した証明負担の分担をはかることが必要との認識が形成され、その上に立って、これまで、因果関係証明においてはかなりの程度の蓋然性の証明で足りるとするいわゆる蓋然性説や、疫学的因果関係論等の様々の議論が展開されてきたのである²⁸⁾。

本件を含む騒音公害の差止め事件も、公害被害として、以上のようなこれまでの公害事件と同様の特質を備えており、したがって、これら、公害賠償に関して確立してきた理論を踏まえた因果関係証明・被害認定を行うべきである。この点につき、淡路剛久は、「すでに損害賠償訴訟においては、公害における因果関係の立証の困難性から、その立証責任を被告企業側に転換させる因果関係論が定着しつつあるが、そのような必要性は差止訴訟においても異なるところがない」とし²⁹⁾、牛山積も、「被害者が素手に近く、企業側が技術上の知識と技術者と財力を独占していることを考慮すれば、原因行為によって被害が発生している相当程度の蓋然性を被害者側が立証すれば、企業側でこれをくつがえすに足る反証を提出しないかぎり被害を認定すべきである、という原則は差止請求についても承認されな

ければなりません³⁰⁾とする³¹⁾。

加えて、被害認定・因果関係証明に関しては、さらに、最近の注目すべきものとして、以下の議論がある。その第一は、丸森町事件決定(仙台地決平4・2・28(前掲))において裁判所が示したものである。すなわち、この事件で裁判所は、「本件のように、一般の住民が、専門業者を相手として、業者の営業に関して生じる健康被害・生活妨害を理由に、操業差止めを求めている事案においては、証明の公平な負担の見地から、住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、それが無い場合には、裁判所としては、侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である」と述べて、住民の立証負担の軽減をはかっているのである。操業前の施設の、したがって、被害発生を直接証明することができない事案の、しかも、仮処分に関わる決定での判断ではあるが、公害における因果関係証明のあり方に触れるものとして、重要な指摘である。

第二は、東京都杉並区の不燃ゴミ中継施設周辺の住民らが、同施設から排出される有害物質により、喉の痛み、頭痛、めまい等の健康被害を受けたとして、公害等調整委員会に対して原因裁定を求めた事件に対する裁定事例(公害等調整委平14・6・26判時1789・34)である。本裁定で、公害等調整委員会は、「周辺住民や申請人らの健康不調の発生が本件中継所の周辺に集中し、しかも、その時期が本件中継所の試運転を含む操業の時期と一致しているという……事実からみれば、他に特段の事情が認められない限り、申請人Aらの……被害については、本件中継所が原因施設であり、その操業に伴って排出された化学物質がその原因であったと推認するほかはない。そして、この推定を覆すに足りる証拠がない場合、この因果関係は肯定されるものと解すべきである」とした。本裁定の最大の特徴は、排出される原因物質を特定することなく、住民らの健康不調の発生状況と同施設の操業の関連から因果関係を肯定したことである。公害紛争処理法上

の原因裁定での判断ではあるが、参考に値するのではないか³²⁾。

このような公害訴訟一般における因果関係ないし被害認定の留意事項に加えて、本件のような空港騒音事件にあっては、騒音被害の特質を踏まえることが必要である。騒音被害の場合、騒音への暴露は、睡眠妨害や会話の妨害と言った様々な生活妨害をもたらすとともに、心身への負荷（ストレス）となる。そして、この負荷が様々な体調不良、ひいては健康被害をもたらすのである。すなわち、このように、騒音被害にあっては、暴露とそれによる心身への負荷が重要な役割をしめるのである。大阪空港訴訟控訴審判決（大阪高判昭50・11・27（前掲））は、この間のプロセスを以下のように適切に指摘している。すなわち、「原告らが多年にわたり連日強大な航空機騒音に暴され、前記のような甚だしい精神的苦痛や後記の生活妨害を受けていることからすれば、このような精神的苦痛が生理機能の変調を来すことは当然考えられることであり、この変調がさらに精神的苦痛を増すという相互作用によって障害が深刻化して行くことも考えられることである」。また、排ガス被害をも含めたものであるが、国道43号線訴訟控訴審判決（大阪高判平4・2・20（前掲））の次のような指摘も重要である。すなわち、騒音は、その程度が「『うるささ反応』程度の段階であったとしても、少なくとも不快の念を抱くのが通常であろう。殊に、連日、しかも最も静謐が望まれる休息の時間を中心として恒常的にその状態が続くとすれば、疲労の回復を遅らせるなど、それだけで不快の域を超えた心理的負担を受けたとしても不思議なことではない。さらに、かなり高レベルの騒音に、濃度はそれほどではないにしても排ガスが伴って、複合的に影響するとすれば、その悪循環により身体的被害を招くことが懸念される段階に達し、しかも、その状態の低減することが必ずしも望み得ない状況にあったとすれば、不安感を醸成するというにとどまらず、深刻な心理的影響を受けて精神的苦痛を被り、疲労の蓄積、食欲不振、内臓の変調を来たして、日常活動の障害を招くなどの生活妨害を生ずるに至ることは、十分に考えられる」。

このような騒音被害の特質を踏まえ、同時に、集団訴訟において個別の被害を立証することが難しい中で、大阪空港訴訟の原告が主張したのが、暴露 = 被害説である。すなわち、同訴訟における原告最終準備書面は以下のような被害論を主張している³³⁾。「原告ら住民は航空機の離着陸により、騒音、振動、排気ガス、墜落の危険に暴露されているが、この暴露自体が重大な被害なのである。これらの暴露をうけている結果、原告らは、身体面、精神面、日常生活面、教育環境面において多くの具体的な被害をこうむっているのであるが、これらの具体的な被害だけが被害なのではない。異常な騒音、振動、排気ガス、墜落の危険にさらされていることが、つまり破壊された環境のもとでの生活を余儀なくされていること自体が、原告らの人格権、環境権を著しく侵害しているのである。また、同訴訟の原告弁護士団長であった木村保夫も、座談会の中で、「頑強な人間で、100ホンの騒音にさらされても、びくともしないような人が、かりにいたとしても、そういう騒音のもとで生活していること自体が被害ではなかるうか。そういう生活を余儀なくされていることが被害だ」と述べている³⁴⁾。

このような暴露 = 被害説の狙いは次の点にあったものと思われる。まず第一に、暴露によって住民居住地域の環境悪化したことを被害ととらえることが可能となる。すなわち、そこでは、環境それ自体の悪化に対し救済を与え、同時に、環境悪化それ自体の防止を可能とする環境権論と共通した発想が含まれていたのである。第二に、個々の疾病や症状と騒音との因果関係の証明は極めて困難だが、この考え方をとることによって、個別疾病や症状（難聴、胃腸障害等）ではなく、騒音に暴露されているという、その直前までの因果の連鎖の証明で十分であり、その点で因果関係の証明が容易になる。第三に、身体や健康への具体的な被害が顕在化する以前の段階で救済や差止めが可能となる。この点に関して衛生工学の山本剛夫は、前述の座談会の中で、「健康障害が出てきたときが、ほんとうの被害というようなとらえ方をいたしますと、ある程度蓄積され健康障害が顕在化するまでは、いっさい救済されない」として、健康障害が顕在化する前の救

済を可能とするこの考え方の意義を指摘している³⁵⁾。

この暴露 = 被害説に対して、西原道雄は、被害の「実体を適切に表現している」との好意的な見方を示している³⁶⁾が、一般的には、侵害ないし侵害行為としての暴露とその結果としての被害ないし損害を区別すべきであるとして、批判がなされた。例えば、沢井裕は、「暴露はやはり被害の原因であるにとどまり、原因から被害を推認させるという意味で間接事実すぎない」とし³⁷⁾、淡路剛久も、暴露は「被害の徴表ないし間接事実とみるべきであろう」とする³⁸⁾。西原も、「より厳密には、騒音への暴露は、侵害ないし侵害を受けたことを意味し、それによって生じる全体としての損害は別にあるというべきかもしれない」とする³⁹⁾ので、これらの説と根本的に異なるわけではない。裁判所も、この暴露 = 被害説を正面から採用したものは存在しない。

しかし、この考え方は、前述したような意義を有するとともに、何よりも、騒音への暴露は、睡眠妨害や会話の妨害と言った様々な生活妨害をもたらすとともに、心身への負荷（ストレス）となり、この負荷が様々な体調不良、ひいては健康被害をもたらすという前述したような騒音被害に適合的である。そこで、暴露 = 被害説が意図したものを活かし、また、騒音被害の特質を踏まえ、以下のように暴露 = 被害説を再構成することができないであろうか。第一の可能性は、暴露を間接事実と見て、一定以上の騒音への暴露の立証で被害（疾病）を推認する方法である。前述の通り、沢井や淡路は、暴露を被害の徴表あるいは被害を推認させる間接事実とする。だとすれば、暴露があれば被害発生が推認され、その推認を破る特段の事情（沢井によれば、例えば耳が聞こえないといった）の証明は被告が負い、暴露の程度が一定のレベルを超えて、沢井のいう「侵襲」レベルに達すれば健康被害が推認されるといった判断が可能なのではないか。

第二の方向は、前述した平穏生活権論との結合の可能性である。すなわち、騒音は住民の心身に負荷を与えて、その平穏な生活を侵害するものであるので、一定以上の騒音への暴露をもってただちに被害（平穏生活権の

侵害)があったと考えることが可能となり、侵害としての暴露と被害を結合してとらえることができるのではないか。そして、健康被害を発生させる現実的な危険性を有するレベルの騒音への暴露があれば、それをもって、ただちに、前述した健康権ないし身体権に接続する平穩生活権、その侵害が「絶対的差止基準」となりうる平穩生活権侵害があったと見て差止めを肯定することができるのではないか。こう考えるとすれば、この場合、難聴等はその結果ないし具体的あらわれにすぎず、直接の証明対象ではないことになる。いずれにしても、暴露とそれによる心身への負荷が重要な役割をしめるという、騒音被害の特質に見合った被害認定論が必要である。

お わ り に

わが国の環境法は、1960年代に、環境汚染による健康や生活に対する被害(公害)を防止し救済する法(公害法)として成立し(例えば、1967年に公害対策基本法が制定)、60年代末から70年代初頭に大きな発展を遂げた。しかし、わが国の環境法は、1970年代後半以降、停滞ないし後退を経験することになる。すなわち、この時期、日本と世界の先進工業国の経済は、いわゆるオイル・ショックを契機に低成長時代に入るが、その中で、公害規制が厳しすぎるとは低成長時代を乗り切れないという経済界の主張も強まり、国の政策は、公害・環境対策よりも経済の成長・安定化を重視する方向に変化する。また、激甚な被害の沈静化の中で、「公害は終わった」として、それまでの到達点を過去のものとする動きも出てくる。本稿で指摘した、「差止め冬の時代」も、このような流れの中で起こったのである。

その後1990年代に入って、わが国の環境法は新たな発展期に入り、1993年の環境基本法等、注目すべき法律が相次いで制定される。わが国における環境法の新たな発展期の始まりである。このような新たな発展の要因としては、まず、環境問題への市民や社会の関心の高まりを指摘できる。この時期になって、リサイクルやゴミ問題に関する市民の取組、自然環境や

景観保全のための運動が興隆し、環境問題に対する関心の高まりが見られる。第二の新たな発展の要因として、冷戦終了後の世界政治の中で環境問題が重要な政治課題として浮上し、リオの地球サミット等の国際的な取り組みが進展していったという国際的な動向をあげなければならない。これらの国際的な動向は、様々の環境保全のための条約の締結とその国内法化という形で直接わが国の環境法に影響を与えるとともに、国際的に展開している企業の行動や、さらには、国内の世論や市民の意識にも影響をおよぼしたのである⁴⁰⁾。

このような環境法全般に関わる状況の中、差止めをめぐる裁判や法理論の動向の中に、新しい発展の胎動を感じさせる状況が登場してきていることが本稿の検討によって確認できたのではないか。また、本稿では、航空機騒音の差止めに重点を置きつつ、新しい胎動を確かなものにするために考えうることについて、いくつかのささやかな試論をも提示した。今後の環境法の発展において、差止め論は重要な問題であり、それを新世紀にふさわしいものとするためには、なお多くの課題が残されていることを確認して、本稿を閉じることにしたい。

- 1) 環境省編『環境白書（平成18年版）』（2006年、ぎょうせい）73頁参照。
- 2) 本稿は、小松基地騒音公害訴訟原告弁護団の要請に基づいて、2006年7月に作成した意見書に加筆・修正を行なったものである。また、構成上、既発表の論稿（「基地騒音公害の差止め」本誌292号2060頁および「公害差止法理の展開と課題」富井利安編『環境・公害法の理論と実践』（2004年、日本評論社）215頁）の一部と重なるところがある。
- 3) 以下は、沢井裕『公害差止の法理』（1976年、日本評論社）第1章の整理による。差止めの法的構成については、拙著『不法行為法（第3版）』（2005年、有斐閣）108頁以下も参照。
- 4) 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』（1973年、日本評論社）
- 5) 八代紀彦「環境権」西原道雄＝沢井裕編『現代損害賠償法講座5』（1973年、日本評論社）325頁。
- 6) 淡路剛久『公害賠償の理論』（1975年、有斐閣）236頁。
- 7) 沢井前掲書（注3）29頁以下、沢井裕「不法行為差止裁判例の複合構造説的アプローチ」関大法学論集28巻4・5・6合併号21頁以下。
- 8) 沢井前掲書（注3）102頁。
- 9) 沢井前掲書（注3）108、172頁。

- 10) 大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察(八・完)」法学協会雑誌107巻4号521頁以下。
- 11) 大塚直「人格権に基づく差止請求」民商法雑誌116巻4・5号531頁。
- 12) 潮見佳男『不法行為法』(1999年,信山社)492頁。
- 13) 根本尚徳「差止請求権の発生根拠に関する理論的考察」早稲田法学80巻2号122頁,藤岡康宏「不法行為と権利論」早稲田法学80巻3号178頁。
- 14) なお,この判決は被害認定論でも注目すべき考え方を示しているが,この点は,後に詳論する。
- 15) ただし,健康被害に近い被害発生を認めているものはいくつも存在し,これらの判決が持つ意味は重要なので,後に詳論する。
- 16) 学説の状況については,川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』(2006年,日本評論社)113頁以下参照。
- 17) 淡路剛久「大気汚染公害訴訟と差止論」法律時報73巻3号12頁。
- 18) ただし,自動車メーカーの責任をも問題とした東京訴訟では,東京地裁が,健康被害を認めつつも,差止め基準が不明確だとして差止めを否定しており(東京地判平14・10・29判時1885・23),大気汚染公害においても,事態はなお流動的である。
- 19) 廃棄物処理施設の差止めに関する民事裁判例については,橋高栄子「廃棄物の処理に関する民事裁判例の分析」立教大学大学院法学研究25,26号参照。それによれば,戦後から2000年9月1日までに廃棄物処理施設の設置・操業に関する差止め裁判例は35件であり,認容例は48%となっている。
- 20) 潮見前掲書(注12)60頁。
- 21) 淡路剛久「人格権・環境権に基づく差止請求権」判例タイムズ1062号152頁。
- 22) 淡路剛久「廃棄物処分場をめぐる裁判の動向」環境と公害31巻2号12頁。
- 23) 騒音公害でも,横田訴訟控訴審判決(東京高判昭62・7・15判時1245・3)が,平穏生活権(ないし生活権)を認めているが,そこでは身体権とは明確に区別され,不快感等の精神的苦痛や睡眠妨害その他の生活妨害に対する権利として位置づけられているので,ここで言う平穏生活権とは,やや性格が異なっているように思われる。
- 24) 淡路前掲(注22)13頁。
- 25) 基地騒音公害の場合,軍用機による騒音の激甚さ(「爆音」という表現があてはまるような),臨時的訓練やスクランブル等によって早朝や深夜にも発生する騒音といった点で,その他の施設における騒音にはない深刻な被害が問題となっている。これらの訴訟では,自衛隊や米軍の軍用機による騒音が問題になっていることから,戦争放棄,戦力不保持を規定した憲法9条違反という憲法上の論点が提示されるが,訴訟においては,そのような争点に加えて,かりにその点をカッコの外に置くとしても,基地が現に日本社会に存在し市民生活に影響を与えている以上,その活動も市民社会に適用されるルール(市民法)には従うべきではないかという考え方から,公害による住民の市民的権利の侵害ととらえ,その救済(損害賠償と差止め)が請求されている。後者に関連して,山田輝明は,「軍事行政にも市民法の論理を」として,民法によれば,違法な侵害行為がなされた場合,そのことによって生じた被害は賠償され,侵害行為は停止(差止め)されなければならないの

差止め訴訟の新しい展開と航空機騒音公害（吉村）

であるから、侵害行為がたとえ米軍や自衛隊であっても同様の救済が認められるべきではないかとする（田山輝明『米軍基地と市民法』（1983年、一粒社）「はしがき」）。この田山の主張は妥当であり、したがって、以下でも、この観点からの検討を進めることとし、憲法上の問題には触れないことにする。

- 26) 例えば、横田基地公害訴訟に関する最判平5・2・25判時1456・53。なお、米軍に関する請求を斥ける裁判所の論理とその問題点については前掲（注2）拙稿「基地騒音公害の差止」参照。
- 27) 森島昭夫「損害論」判例時報1008号15頁は、本判決が、「抽象的な危険性のレベルにせよいちおう健康被害と騒音との因果関係を認めた」と評価する。
- 28) この点の詳細は、拙著『公害・環境私法の展開と今日的課題』（2002年、法律文化社）218頁以下参照。
- 29) 淡路前掲書（注6）255頁。
- 30) 牛山積『現代の公害法（第2版）』（1991年、勁草書房）149頁。
- 31) なお、筆者はかつて、因果関係証明における証明対象たる因果関係は法的な観点から賠償義務を負う者は誰かを特定するための要件であるから、「基本的な関連」が明らかにされれば十分だとして、証明対象としての因果関係概念の特質から、蓋然性説の再構成の可能性を指摘したことがある（「公害における因果関係の証明」本誌201・202号959頁以下）。最近、因果関係を評価的に理解することによって、公害や医療過誤のような現代型訴訟における因果関係認定困難の問題に対処しようとする主張が登場している（米村滋人「法的評価としての因果関係と不法行為の目的」法学協会雑誌112巻4，5号）。これらの主張を含め、因果関係の証明が問題となっている場合、そこで証明される因果関係とは何かにまで遡って証明のあり方を考えることが必要だと思われる。
- 32) 本裁定の因果関係論に関し、大久保規子は、「原因裁定も法的帰責可能性を前提とした判断であること」などから、「裁定と訴訟とで因果関係の判断基準を異にすべき理由はない」とする（『環境法判例百選』別冊ジュリスト171号231頁）。
- 33) 法時臨増『大阪空港裁判』（1973年）165頁以下。
- 34) 前掲（注33）法時臨増42頁。
- 35) 前掲（注33）法時臨増42頁。
- 36) 西原道雄「損害論」判例時報797号28頁。
- 37) 沢井裕「空港訴訟の意義と論点」前掲（注33）法時臨増7頁。
- 38) 淡路前掲書（注6）249頁。
- 39) 西原前掲（注36）28頁。
- 40) 環境法の歴史については、前掲拙著（注28）3頁以下や大塚直『環境法（第2版）』（2006年、有斐閣）3頁以下参照。